

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 5月26日(火) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第8号 農地保有適格法人の要件確認結果について
- 第5 報告第9号 農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について
- 第6 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和2年第5回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第5回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか出席下さいましてありがとうございます。4月のぐずついた天気により、今年の植え付け作業も遅れ、また5月も変動の激しい気温と言うことで、何かと皆さんご苦労が多かったのではないかと思います。昨年5月20、21日には強風で風害がありましたし、1年前の26日には気温38度という非常に猛暑と言うことで、作物にとっては厳しい環境となった訳ではありますが、今年は安定した天気が続きまして、作物が順調に育つことを願いたいと思います。また新型コロナウイルスから3か月がたちました。経済・生活に深刻な影響をおよぼしている訳でございますが、今後農業にどのような荒波が押し寄せてくるか、非常に心配されるころではあります。私たちとしましては、身を守り一日も早い終息の日を迎えます事を願いたいと思います。

今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしく願います。

議長： ただいまの出席委員は、11名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に1番 佐野委員、2番 細川委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに

主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：ここで、議事に入ります前に事務局長の方からお詫びと訂正の申し出がありましたので、これを許します。

事務局長：議長より発言のお許しを頂きましたので、議事案件の訂正とお詫びを申し上げます。本日、配布しました正誤表をご覧ください。

議案の箇所につきましては、令和元年12月26日開催第12回総会で提案しました「議案第41号 農用地地用集積計画の承認について」の内83番についてであります。

この議案につきましては、前回の設定期間の満了により、利用権の設定をする者(出し手)の申し出を受け、設定を受ける者(受け手)に農用地利用集積計画書を送付したところ、受け手からは継続意向を確認したものの、農用地利用集積計画書の提出がないまま提案し議決を頂きました。しかし、本年の1月に、受け手から利用権を設定しない旨の通知を受けたところです。また、通知を受けた後においても、議決事項の訂正及びあっせん等の事務処理を怠っていたことが、4月に判明した状況にあります。

利用権の設定をする者(出し手)に対しては、この事実が判明後ただちに連絡し、対応について協議した次第です。

このため、議案第41号の内83番は削除し訂正していただきたくご了承をお願い申し上げます。なお、この案件につきましては、適正な手続きを経まして、後ほど「議案第15号」の内6番と7番にて改めて提案させていただきます。

田原会長をはじめ委員の皆様には多大なご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。

また、前回の訂正に続いての訂正となったことに深く反省し、今後の事務処理にあたりましては、一層気を引き締めて適正な事務処理に努めてまいり所存でありますので、よろしく願い申し上げお詫びとご報告とさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長：日程第4 報告第8号「農地所有適正化法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：事務局次長

議長：事務局次長

事務局： それでは、報告第8号「農地所有適正化法人の要件確認結果について」報告もうしあげます。議案の後ろのページをご覧ください。農業生産法人要件確認一覧となっております。今回報告された法人は21件です。報告されました農地適格法人につきましては、すべての事項において記載の通り、要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明終わります。

議長： 報告終わりました。報告第8号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

巴委員： 法人の要件ですが、決算から3か月以内に報告しなければならないですが、みなさん3か月の報告でこの数ですか。

事務局： はい。事務局次長

議長： 事務局次長

事務局： 提出期限が定められてありますが、事務局としては提出をお願いしていますが、必ずしも期限以内にすべての法人が出てくると言うことには至っておりません。以上です。

議長： 巴委員よろしいですか。

巴委員： はい。

議長： 他に質問はありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第8号については、報告とおりが了承願います。

議長： 日程第5 報告第9号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： それでは、報告第9号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」説明の前にお詫びを申し上げたいと思います。農業委員会活動の点検・評価及び活動計画につきましては、農業委員会に関する法律第37号の規定に基づきまして、その運営の透明性の確保するため、農林水産省で定める様式により、農地等の利用の適正化の推進の状況、その他農業委員会における状況をインターネットの利用、その他の適切な方法で6月30日までに公表しなければとなっております。この件につきましては、法改正以前から実施し、また改選後の総会で報告インターネット、津別町のホームページにて公表を行ってきたところでございます。しかし、昨年の総会で報告及び津別町ホームページ等、インターネットでの公表がなっていませんでした。法に定めた業務を怠っていた事につきましては、田原会長をはじめ、委員の皆さんには多大なお掛けし、心からお詫びを申し上げますとともに、今後につきましては、適正な事務処理に務める所存であります。ご理解いただきたく、お詫び申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

それでは報告第9号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」報告させていただきます。

別紙様式2 31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。農業委員会の状況でございますけれども、平成31年4月1日現在

1. 農業の概要で訂正をお願いしたいのですが、田の面積が26となっておりますが、20に訂正をお願いしたいと思います。耕地面積 5,700ha 経営耕地面積 5,387ha 農地台帳の面積 6,077ha になっております。農家総数 154戸 内訳は下記の通りになっております。農業就業者 378名 認定農業者 147経営体
農業委員会の現在の体制 旧制度に基づく農業委員会でございます。農業委員数 11名 内訳は下記の通りになっております。新制度に基づく委員の数は同様になっております。

2. 担い手への農地の利用集積・集約化

5,700haの内94.51%が集積をされています。

31年度の目標及び実績につきましては、達成状況99.85% になっております。目標の達成に向けた活動につきましては、記載の通りとなっております。

目標及び活動に対する評価につきましても、記載の通りとなっております。

3. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

現状及び課題 新規参入状況 29年度 1経営体 30年度 1経営体 課題は書かれている通りであります。

31年度の目標及び実績 31年度1経営体目標としておりましたけれども、新規参入者なしという結果になっております。

目標の達成に向けた活動及び活動に対する評価は記載の通りになっております。

4. 遊休農地に関する処置に関する評価

現状及び課題 本町におきまして遊休農地面積は0haになっております。これに対する評価は、以下に31年度の目標及び実績、2の目標に向けた活動、目標及び活動に対する評価につきましては、0ということの評価が下記の通りになっております。

5. 違反転用への適正な対応

違反転用面積は0haとなっております。活動計画・実績及び評価は記載の通りになっております。

6. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

農地法大3条に基づく許可事務 1年間の処理件数 25件 内許可25件不許可0件 になっております。

農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）5件です。

農地所有適格法人からの報告への対応 管内の農地所有適格法人数 39法人 そのうち38法人が報告書を提出していただいています。

情報の提供等 記載の通り賃貸料情報の調査・提供 調査対象賃貸件数 68件 公表につきましては、令和元年7月に公表しております。公表の方法につきましては、町の広報等に掲載しております。

農地の権利移動等の状況把握 移動件数は68件

取りまとめ時期 令和2年3月 になっております。

農地台帳の整備 整備対象農地面積 496ha

7. 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

該当は特にございませぬ。

事務の実施状況の公表等 総会の議事録等につきましては、ホームページにて公表しております。

活動計画・点検の公表 今回は総会説明後公表させていただきます。

令和2年度目標及びその達成もに向けた活動計画

1. 農業委員会の状況 令和2年4月1日現在

総農家数 154戸 内訳は下記の通りです。

就業者数 378人 内訳は下記の通りです。

認定農業者 145経営体

耕地面積 5,700ha 経営耕地面積 5,387ha

農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会になっておりまして、定数11名 実数11名

2. 担い手への農地の利用集積・集約化

現状 5,700ha これまでの集積面積 5,488ha

集積率 96.30%

令和2年の目標及び活動計画

集約面積 5,500ha 新規集積面積 2ha 考えています。

3. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

令和2年の目標 1経営体 参入目標面積 2ha

活動計画 町・JA・普及センターと連携し、新規就農予定者の相談から農地取得までスムーズに行えるようにする。

4. 遊休農地に関する措置

現状は0haですので、今後とも遊休農地を出さないことを目標としております。

5. 違反転用への適正な対応

現在まで違反転用が見受けられない事から、今後とも監視活動を続けていくことが必要。

平成31年度農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況 これらにつきましては、下記に記載の通りになっております。

以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第9号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第9号については、報告とおりが了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 議案第15号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局次長

議 長：事務局次長

事務局： それで議案第15号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」ご説明いたします。案件については農振の除外3件の申請がありました。議案書をご覧ください。
農用地利用計画の変更

番号4、所在地 大昭●●番、公募地目 畑、現況地目 畑、面積 31,918㎡の内1,025㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 変更、変更理由 農機具庫建設のため、【申請者住所氏名等】大昭●●番 ●●

番号5、所在地 大昭●●番、公募地目 畑、現況地目 畑、面積 11,182㎡の内1,344㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 変更、変更理由 牛舎等建設のため、【申請者住所氏名等】大昭●●番 ●●

番号6、所在地 布川●●番、公募地目 牧場、現況地目 畑、面積 8,952㎡の内375㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 変更、変更理由 農業用施設建設のため、【申請者住所氏名等】布川●●番地 ●●

位置図につきましては、次頁以降に添付してございます。裏面には平面図もごさいますのでご確認頂きたいと思ます。

議 長：説明が終わりました。議案第15号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたします。

続きまして日程第7 議案第16号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：次長

議 長：事務局次長

事務局： 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。今回の農地法第3条は3件です。議案に基づいて説明させていただきます。

番号5

貸主 上里●●番地 ●●

借主 共和●●番地 ●●

土地の所在 上里●●番 外26筆

合計面積 187,343㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和2年5月27日 終期 令和2年12月31日 借賃 ●●円

申請理由（貸主）農地の有効活用のため （借主）農業経営規模拡大のため
10a当り ●●円 となっております。

番号6

貸主 北見市●●番地

●●

借主 最上●●番地 ●●

土地の所在 最上●●番 外1筆

合計面積 11,961㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和2年5月27日 終期 令和4年11月30日

借賃 ●●円

申請理由（貸主）農地の有効活用のため （借主）農業経営規模拡大のため
10a当り ●●円 となっております。

番号7

貸主 北見市●●番地

●●

借主 活汲●●番地

土地の所在 最上●●番 外10筆

合計面積 93,205㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和2年5月27日 終期 令和4年11月30日

借賃 ●●円

申請理由（貸主）農地の有効活用のため （借主）農業経営規模拡大のため
10a当り ●●円 となっております。

農地法3条調査書5・6・7番については

第2項第1号から第7号まで該当しないため、許可要件を満たしたと考えます。農地所有適格化法人以外の法人等の賃借の場合も、いずれも該当ありません。位置図につきましては、次のページから添付しておりますので、ご確認ください。よろしく申し上げます。以上で説明終わります。

議長： 説明が終わりました。議案第16号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。
これより議案第16号について採決します。
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第17号「農地法4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：次長

議 長：事務局次長

事務局： 議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明します。
今回の農地法第4条は1件です。議案に基づいて説明させていただきます。

番号2

申請者 大昭●●番地 ●● 所在 大昭●●番 地目 畑

面積 31,918㎡のうち1,025㎡

区分 農業振興区域（用途変更申請中）

転用目的 農機具庫の建設

申請理由 規模拡大のため農機具庫の建設が必要となったため

嶋田委員・迫田委員・事務局次長で現地確認しております。

農地転用許可申請に係る審査表 総合的な判断で転用可となりました。

次のページに位置図を添付しておりますので、ご確認ください。以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第17号について質疑を求めます。

嶋田委員： はい

議 長： 嶋田委員

嶋田委員： 次長と5月14日に現地調査し問題ないとなりましたが、審査表を見ると、
2.一般基準 (2) 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないに○
がついておりますが、図面見て頂くと町道の側の明渠を自分で埋めてしまって、

畑にしてしまっている。道路を畑の枕代わりにして機械を出し入れしている。そのような農地にしてしまっているの、明渠を復元していただいた方がよいのではないか。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 今回の申請地の区分につきまして、嶋田委員のご指摘の通り、現地を見て農業用の水路が埋められているのではないかと、指摘を頂いた事は記憶しています。今回の申請地は●●さんの本地の部分の申請でございますので、今回の判断といたしましては、申請地の中に農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないと判断いたしました。しかしおっしゃる通り農用地の機能として保つという意見は、町の許可を得て埋めたものなのか、どうなのかを確認したいと思います。

議長： 嶋田委員よろしいですか。

嶋田委員： はい。

議長： 他にありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。
これより議案第17号について採決します。
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第9 議案第18号「農地法5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。
今回の農地法第5条の申請は2件です。議案に基づいて説明させていただきます。

番号4

貸主 大昭●●番地 ●●

借主 大昭●●番地 ●●

申請地 所在 大昭●●番 1筆 公簿・現況 畑

面積 11,182㎡のうち1,344㎡ 契約種類 使用貸借

農振区分 農業振興区域 転用目的 牛舎等の新設

申請理由 規模拡大を図るため

番号5

貸主 布川●●番地 ●●

借主 布川●●番地 ●●

申請地 所在 布川●●番 1筆 公簿 牧場 現況 畑

面積 8,952㎡のうち375㎡ 契約種類 使用貸借

農振区分 農業振興区域 転用目的 農業用施設の建設

申請理由 農作業の効率化を図るため

農地転用許可申請に係る審査表及び位置図につきましては、次のページ以降に添付しております。審査の結果問題なしとなりましたので、ご確認ください。
5月14日、嶋田委員・迫田委員・事務局次長の3名で現地の確認をしております。以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第18号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第18号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 14時 08分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

議長

令和元年 月 日

署名委員

令和元年 月 日

署名委員

